

季節労働者の皆様へ

仕事に必要な技能を身につけるために
技能講習で技能向上を応援します！

受講生 合計 33名募集!!

受講経費
無料

2講習まで受講可能

協議会が技能講習に係る受講経費(受講料・テキスト代)を全額負担させていただき、季節労働者の技能向上を支援します。

講習場所 有限会社 試験場前自動車学園札幌クレーン特殊学校
(札幌市手稲区曙5条5丁目110-8)

フォークリフト運転技能講習
(最大荷重1t以上)

修了までの日数・時間
5日(35時間)

定員 **3名**

小型移動式クレーン運転
技能講習 (つり上げ荷重1t以上5t未満)

修了までの日数・時間
3日(20時間)

定員 **6名**

玉掛け技能講習
(つり上げ荷重1t以上)

修了までの日数・時間
3日(19時間)

定員 **8名**

高所作業車運転技能講習
(作業床高さ10m以上)

修了までの日数・時間
3日(17時間)

定員 **3名**

車両系建設機械(整地等)
運転技能講習 (機体重量3t以上)

修了までの日数・時間
6日(38時間)

定員 **5名**

講習場所 株式会社恵新自動車学園
(小樽市新光2丁目20-33)

ドローン教習基礎技能講習
(座学・シュミレーター訓練・実施訓練)

修了までの日数・時間
2日(15時間)

定員 **8名**

※講習日数・時間は、免除科目がない方の場合です。普通、準中型、中型、大型、大型特殊免許等を持っている方は、講習時間が一部免除されます。



講習
期間

令和6年 **6月3日**～令和7年 **3月10日**

までの期間で、講習期間の日程に合わせて皆様のご都合の良い日程で受講いただけます。

受講
対象者

季節労働者で、次のいずれかに該当し、技能講習を受講して通年雇用を望まれている方

- 1 雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方
 - 2 現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方
 - 3 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ※ 2 は前職を、3 は前々職を令和5年4月1日以降に離職した方

お申込みは
裏面へ!!

お申込み
お問合せ

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会 ☎ **0134-32-4111** (担当:本間)

(内線262)

(事務局:小樽市産業港湾部商業労政課) 〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号(小樽市役所別館4階) [FAX]0134-33-7432 [MAIL]kisetukyo@city.otaru.lg.jp

技能講習受講申込書(無料)

申込方法

受講を希望される方は、事前にお電話(32-4111《内線262》)のうえ、申込書に必要事項をご記入し、下記「受講申請に必要なもの」をご持参のうえ、当協議会に直接お申込みください。

※この技能講習は季節労働者対象となっています。雇用保険の短期雇用特例被保険者以外の方は受講できません。

※個人的な都合で講習を途中で止められた場合や、補講等で追加費用が発生した場合は、自己負担となります。

申込月日	令和 年 月 日					
フリガナ			年齢	歳	性別	男 ・ 女
申請者氏名						
住所	〒 ー					
電話番号 (携帯可)			FAX番号			
現在、または直前 までの勤務先名			勤務先住所 または連絡先			
季節労働者である証明 (該当する事項を○で 囲ってください。)	1 現在、雇用保険の短期雇用特例被保険者である。(就業中) 2 雇用保険特例一時金の給付認定を申請中。(月認定予定) 3 令和5年4月1日以降の退職者で雇用保険の短期雇用特例被保険者であった。					
希望する受講期間	令和 年 月(上旬・中旬・下旬)頃を希望 ※令和7年3月10日までに受講終了できること。					
希望する 技能講習名 (希望する講習を○で 囲ってください。)	① フォークリフト運転技能講習 ④ 高所作業車運転技能講習 ② 小型移動式クレーン運転技能講習 ⑤ 車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ③ 玉掛け技能講習 ⑥ ドローン教習基礎技能講習					
現在所持 している資格 (該当する免許・資格を ○で囲ってください。)	運転免許	普通・準中型・中型(1種・2種)・大型(1種・2種)				
		大型特殊免許(限定なし)				
	移動式クレーン運転士免許、クレーン運転士免許、玉掛け 車両系建設機械(整地等)、車両用建設機械[基礎工事、解体]、フォークリフト、ショベルローダー等 高所作業車、不整地運搬車、小型移動式クレーン、床上操作式天井クレーン、デリック、揚貨装置					
	その他					



受講申請に必要なもの

- 受講申込書(本紙) ■各講習に必要な資格の免許証及び修了証 ■印鑑(スタンプ印以外)
- 雇用保険特例受給資格を証明する書類…上記 1 の方は **ア**、2 の方は **イ** 又は雇用保険被保険者離職票(1・2)、3 の方は **イ** と雇用保険被保険者離職票(1・2)の両方が必要です。

※上記のものを各持参の上、当協議会に直接お申込みください。

ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)			
被保険者番号	確認(受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類 (1又は9 4又は5 2又は3)
被保険者氏名	生年月日 (元号一年月日)	(2 大正 3 昭和 4 平成)	
事業所名称略称	転勤の年月日		

この数字が
2または3の方

イ 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証				特	(第1面)
1. 支給番号	2. 氏名	3. 被保険者番号	4. 生年月日	5. 職業番号	6. 住所又は居所
7. 支払方法(金融機関コード・記号(口座番号))	8. 資格取得年月日	9. 離職年月日	10. 離職理由	11. 60歳到達時賃金日額	12. 離職時賃金日額
13. 求職申込年月日	14. 認定予定年月日	15. 受給期限年月日	16. 基本手当日額	17. 所定給付日数	18. 特殊表示(災害時、一掃、返租、市町村)
受給開始メッセージ1 受給開始メッセージ2 賃金支払機関番号又は 賃金地方連報局所在地 電話番号					